

競争による契約に係る情報の公表(工事) 令和3年12月分

| 工事の名称、場所、 期間及び種別 | 契約の締結者の氏名 及び造幣局の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|------------|----------------------------------|---------------|----------------------------------|-------------|-------------|-------|-------------|-------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | 応札・応募者 数 | |
| 囲障(北・西面境界フェンス)改修工事(さい たま支局) 一式 さいたま市大宮区北袋町1-190-22 令和3年12月3日～令和4年3月10日 建築一式工事 | 独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79 | 令和3年12月3日 | 鹿島道路株式会社関東支店 さいたま市浦和区高砂4-6-9 | 1010001001805 | 一般競争入札 | 9,981,510円 | 9,900,000円 | 99.2% | — | — | — | |
| 南排水路一部(桜之宮公園)改修工事 一 式 大阪市北区天満1-1-79 令和3年12月7日～令和4年3月11日 土木一式工事 | 独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79 | 令和3年12月7日 | 扇田建設株式会社 大阪市中央区上町1-3-9 | 1120001076051 | 一般競争入札 | 14,546,730円 | 14,300,000円 | 98.3% | — | — | — | |
| 排気設備(ドラフトチャンバー)改修工事 一 式 大阪市北区天満1-1-79 令和3年12月10日～令和4年3月10日 管工事 | 独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79 | 令和3年12月10日 | 千代田工販株式会社関西支店 大阪市中央区南本町4-2-21 | 7010001050391 | 一般競争入札 | 31,680,110円 | 31,240,000円 | 98.6% | — | — | — | |
| 浸水対策工事(庁舎2号別館) 一式 大阪市北区天満1-1-79 令和3年12月22日～令和4年3月31日 建築一式工事 | 独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79 | 令和3年12月22日 | 旺新建設株式会社 大阪市北区東天満1-5-6 | 9120001070716 | 一般競争入札 | 9,901,650円 | 6,380,000円 | 64.4% | — | — | — | |
| 庁舎床改修その他工事(広島支局) 一式 広島市佐伯区五日市中央6-3-1 令和3年12月22日～令和4年2月28日 建築一式工事 | 独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79 | 令和3年12月22日 | 有限会社日和工芸 広島市東区若草町7-15-401 | 6240002022863 | 一般競争入札 | 4,574,240円 | 3,443,000円 | 75.3% | — | — | — | |
| 空調設備(正門詰所)改修工事(広島支局) 一式 広島市佐伯区五日市中央6-3-1 令和3年12月24日～令和4年6月30日 管工事 | 独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79 | 令和3年12月24日 | 新日本空調株式会社中国支店 広島市中区大手町2-7-10 | 2010001062912 | 一般競争入札 | 5,760,370円 | 5,269,000円 | 91.5% | — | — | — | |
| 浸水対策(囲障止水壁(北側)取設)工事 (広島支局) 一式 広島市佐伯区中央6-3-1 令和3年12月27日～令和4年3月15日 建築一式工事 | 独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79 | 令和3年12月27日 | 株式会社豊昇 広島市安佐南区伴中央2-5-12 | 7240001010760 | 一般競争入札 | 34,174,360円 | 33,440,000円 | 97.9% | — | — | — | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。